

政治資金の手引

平成25年3月

愛知県選挙管理委員会
明るい選挙推進愛知県協議会

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 (052)954-6069 (ダイヤルイン)

HP アドレス <http://www.pref.aichi.jp/senkyo/>

目 次

第 1	政治資金規正法のあらまし	
1	政治資金規正法の意義	1
2	寄附の制限	
(1)	企業・労働組合等の団体の寄附の制限	1
	《参考》政治資金規正法における政治団体等の定義	2
(2)	公職の候補者に対する寄附の制限	3
(3)	寄附等への公務員の関与等の制限	3
	《参考》寄附等の制限一覧	4
3	政治団体等の諸手続	8
(1)	政治団体を組織したときは(政治団体設立届)	8
(2)	届出事項に異動があったときは(届出事項の異動届)	9
(3)	政治団体を解散したときは(政治団体解散届)	9
(4)	資金管理団体を指定したときは(資金管理団体指定届)	10
(5)	資金管理団体の届出事項に異動があったときは (資金管理団体届出事項の異動届)	11
(6)	資金管理団体の指定を取り消したときは(資金管理団体指定取消届)	11
(7)	資金管理団体の代表者が死亡したときは(資金管理団体に関する届)	12
4	会計帳簿の備付けと収支報告	13
(1)	会計経理	13
	《参考》会計帳簿の様式	20
(2)	収支報告書の提出	26
5	政治資金パーティーに関する規制	30
(1)	政治資金パーティーとは	30
(2)	政治資金パーティーの開催	30
(3)	政治資金パーティーの対価の支払いに関する制限等	30
(4)	政治団体以外の者による特定パーティーの開催	31
	《参考》政治団体以外の者による特定パーティーの開催する場合の流れ	33
6	政治資金の運用の規制	34
7	資金管理団体による不動産取得等の制限	34
8	課税上の優遇措置	34
(1)	要件	34
(2)	寄付金控除又は政党等寄付金特別控除の計算	35
(3)	寄付金控除(税額)控除の手続きの流れ	35
第 2	政治活動用文書図画の規制	37

略語例

法第 6 条	政治資金規正法第 6 条第 1 項
令第 5 条	政治資金規正法施行令第 5 条
第 1 号様式	政治資金規正法施行規則別記第 1 号様式
公選法第 143 条	公職選挙法第 143 条第 16 項

第 1 政治資金規正法のあらまし

1 政治資金規正法の意義

民主主義は、国民主権の原理の上に成り立ちます。しかしながら、国民各人が直接に国家の意思決定に参加することは不可能であり、現実には、公職の候補者（公職にある者及び候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）のうちから選挙を通じて選出された者を構成員とする議会が主権者である国民にかわって国政を運営する議会制民主主義の形態がとられています。

ところで、公職の候補者が自己の政策の実現を図ろうとすれば、議会の内外において同志を集める必要が生じ、これが政党その他の政治団体へと発展していくこととなります。このようにして成立した政党その他の政治団体は、政治上の主義・主張を同じくする者を組織化して綱領政策を決定し、これを国民の間に普及宣伝し国民の支持を求め、選挙に当たって多数の議席を獲得して自己の政策の実現を図ることとなります。

このように、政党その他の政治団体は、議会制民主主義においては、公職の候補者と同様、極めて大きな役割を担っており、不可欠の存在であるといえます。したがって、議会制民主主義の健全な発展のためには、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動が公明かつ公正に行われるようにしなければなりません。

このような国民的要請に応えるべく、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動に伴う政治資金の規正を通じて、政治活動の公明と公正を確保するため、政党その他の政治団体及び公職の候補者には一定の届出義務を課するとともに、政党その他の政治団体に政治資金の収支の状況を国民の前に公開させ、さらに一定の制限の下で政治資金の授受が行われるよう規正しているのが「政治資金規正法」です。

2 寄附の制限

(1) 企業・労働組合等の団体の寄附の制限

企業・労働組合等の団体が、次の者以外の者に対して政治活動に関する寄附をすることが禁止されています(法第 21 条)。

ア 政党

イ 政治資金団体

の制限に違反してされる寄附については、寄附をした者、寄附を受けた者は、1 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金(団体にあつては、その行為者を罰するほか、団体に対しても 50 万円以下の罰金)に処せられ、公民権を停止されるとともに、選挙運動をすることができなくなります(法第 26 条、公選法第 137 条の 3)。

の寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならないものとされており、この勧誘・要求をした者についても、と同様の刑罰等に処せられます。

「企業・労働組合等の団体」とは、企業、労働組合、職員団体のほか、各種の業界団体、宗教団体、文化団体、労働者団体、親睦団体等、法人であると否とを問わず、すべての団体(政治団体を除く。)がこれに含まれます。

(2) 公職の候補者に対する寄附の制限

個人が公職の候補者の政治活動に関して、金銭等、すなわち金銭及び有価証券(小切手、手形、商品券、株券、公社債券等)による寄附をすることは、選挙運動に関するものを除いて禁止されています。ただし、政党が公職の候補者に対してする寄附は認められています(法第 21 条の 2)。

つまり、公職の候補者の政治活動に関する寄附のうち、金銭等による寄附は政党がするもの以外は禁止され、物品による寄附、便益・労務による寄附(事務所用の部屋や労務の無償提供など)等の金銭等によらない寄附のみが認められています。

一方、選挙の陣中見舞等、選挙運動に関する寄附は金銭等でも認められています。ただし、いずれについても、企業・労働組合等の団体が行うものは一切禁止されています。

政党以外の者が公職の候補者の政治活動に充てるために金銭等を寄附することは、公職の候補者本人に対してするものはもちろん、公職の候補者の秘書や親族に対してするものであっても、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に関してされる寄附である限り禁止されています。

の制限に違反してされる寄附については、寄附をした者、寄附を受けた者は、1 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金に処せられ、公民権を停止されるとともに、選挙運動をすることができなくなります(法第 26 条、第 28 条、公選法第 137 条の 3)。

(3) 寄附等への公務員の関与等の制限(法第 22 条の 9)

国又は地方公共団体の一般職に属する公務員(令第 24 条に定める公務員等を除く。)等は、その地位を利用して、次に掲げる行為をすることが禁じられています。

ア 政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与すること。

イ 政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払いを受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与すること。

何人も、 に掲げる公務員等に対し、 により当該公務員等がしてはならない行為をすることを求めてはなりません。

《参考》寄附等の制限一覧

【1】寄附の量的な制限(法第21条の3、第22条)

年間に政治活動に関して寄附できる額は次のとおりです。

寄附者	受領者	同一の者への寄附限度額	総金額の限度額	備考	
個人	政党・政治資金団体	制限なし	A 枠 2,000 万円	「総金額の限度額」欄の額は、固定額となります。ただし、個人が遺贈によってする寄附については、同一の者への寄附限度額及び総金額の限度額の制限はありません。	
	公職の候補者	選挙運動に関する寄附以外	金銭等によるものは禁止 (150 万円)		金銭等によるものは禁止 (B 枠 1,000 万円)
		選挙運動に関する寄附	150 万円		B 枠 1,000 万円
	資金管理団体	150 万円			
	その他の政治団体	150 万円			
	公職の候補者本人	政党・政治資金団体	制限なし		A 枠 2,000 万円
		自己の資金管理団体	特定寄附		制限なし
			自己資金		制限なし
		その他の政治団体	150 万円		B 枠 1,000 万円
	企業・労働組合等の団体 (政治団体を除く。)	政党・政治資金団体	制限なし		750 万円～1 億円 (5 ページの表参照)
公職の候補者		禁 止			
資金管理団体					
その他の政治団体					
政党	公職の候補者	制限なし			
	政治団体	制限なし			
政治資金団体	公職の候補者	選挙運動に関する寄附以外	金銭等によるものは禁止 (量的制限なし)		
		選挙運動に関する寄附	制限なし		
	政治団体	制限なし			
資金管理団体 その他の政治団体	公職の候補者	選挙運動に関する寄附以外	金銭等によるものは禁止 (量的制限なし)		
		選挙運動に関する寄附	制限なし		
	政党・政治資金団体	制限なし			
	資金管理団体	5,000 万円	制限なし		
	その他の政治団体	5,000 万円	制限なし		

注 1 年間の政治活動に関する寄附の額は、政治団体の本部支部を通じて一つの政治団体として扱われます。

また、**企業・労働組合等の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされます。**

注 2 ()内は、金銭等によるもの以外の寄附に係る制限を示します。

注 3 「特定寄附」とは、資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた寄附の全部又は一部に相当する金銭等を、当該資金管理団体に取り扱わせるために当該資金管理団体に寄附するものをいいます。

注 4 個人が年間にできる寄附の総限度額は、

$$A \text{ 枠 } 2,000 \text{ 万円} + B \text{ 枠 } 1,000 \text{ 万円} = 3,000 \text{ 万円}$$

までです。つまり、A枠については、政党・政治資金団体に対する寄附を合計して2,000万円まで、B枠については、それぞれ異なる後援団体等(政党・政治資金団体以外の政治団体及び公職の候補者)に対する150万円までの寄附が1,000万円までできるということになります。

逆に、公職の候補者や後援団体の側から見ると、ある個人からの寄附は150万円までしか受けることはできません。

注 5 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附(千円以下の寄附・不動産による寄附を除く)は、預金等の口座への振込み又は振替によらなければなりません。

別表 企業・労働組合等の団体の総金額の限度額

団体の区分			政党・政治資金団体 に対する寄附に関する 総金額の限度額
会社 (資本又は出資の額)	労働組合・職員団体 (組合員・構成員の数)	その他の団体 (前年の年間経費の額)	
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上 50億円未満	5万人以上 10万人未満	2千万円以上 6千万円未満	1,500万円
50億円以上 100億円未満	10万人以上 15万人未満	6千万円以上 8千万円未満	3,000万円
100億円以上 150億円未満	15万人以上 20万人未満	8千万円以上 1億円未満	3,500万円
150億円以上 200億円未満	20万人以上 25万人未満	1億円以上 1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上 250億円未満	25万人以上 30万人未満	1億2千万円以上 1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上 300億円未満	30万人以上 35万人未満	1億4千万円以上 1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上 350億円未満	35万人以上 40万人未満	1億6千万円以上 1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上 400億円未満	40万人以上 45万人未満	1億8千万円以上 2億円未満	6,000万円
400億円以上 450億円未満	45万人以上 50万人未満	2億円以上 2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上 500億円未満	50万人以上 55万人未満	2億2千万円以上 2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上 550億円未満	55万人以上 60万人未満	2億4千万円以上 2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上 600億円未満	60万人以上 65万人未満	2億6千万円以上 2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上 650億円未満	65万人以上 70万人未満	2億8千万円以上 3億円未満	7,500万円
650億円以上 700億円未満	70万人以上 75万人未満	3億円以上 3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上 750億円未満	75万人以上 80万人未満	3億2千万円以上 3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上 800億円未満	80万人以上 85万人未満	3億4千万円以上 3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上 850億円未満	85万人以上 90万人未満	3億6千万円以上 3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上 900億円未満	90万人以上 95万人未満	3億8千万円以上 4億円未満	9,000万円
900億円以上 950億円未満	95万人以上 100万人未満	4億円以上 4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上 1,000億円未満	100万人以上 105万人未満	4億2千万円以上 4億4千万円未満	9,600万円
1,000億円以上 1,050億円未満	105万人以上 110万人未満	4億4千万円以上 4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

【2】寄附の質的な制限

政治資金規正法による制限

寄附をしてはならない者	禁止期間	禁止の内容
会社、労働組合等の団体(政治団体を除く。(法第21条))	時期を問わず	政党、政治資金団体に対するものを除く政治活動に関する一切の寄附 例外 政党の支部で、1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものに対する寄附は禁止される(法第21条)
政党以外の何人も(法第21条の2)		公職の候補者の政治活動に関して金銭等によってする寄附 例外 選挙運動に関する寄附は金銭等によってすることができる。また、政治団体に対してするものも禁止されない。
国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党交付金を除く。以下において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。以下において同じ。)を受けた会社その他の法人(法第22条の3)	給付金の交付決定の通知を受けた日から1年の間	政治活動に関する一切の寄附
国から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人(法第22条の3)	時期を問わず	当該地方公共団体の議会の議員、長の選挙に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し若しくは反対する政治団体への寄附
地方公共団体から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人(法第22条の3)		
地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人(法第22条の3)	給付金の交付決定の通知を受けた日から1年の間	
3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社(法第22条の4)	その欠損がうめられるまでの間	政治活動に関する一切の寄附
外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体等(法第22条の5)	時期を問わず	政治活動に関する一切の寄附 例外 日本法人のうち、上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものからの寄附については、禁止されない
何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で(法第22条の6)		政治活動に関する一切の寄附 速やかに国庫に納付する手続をとらなければならない(法第22条の6) 例外 匿名寄附のうち、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる政党又は政治資金団体に対する1件1,000円以下の寄附は禁止されない(法第22条の6)

注1 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法であっせんに係る行為をしてはなりません(法第22条の7)。

注2 寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で寄附を集めてはなりません(法第22条の7)。

公職選挙法による制限

「公職の候補者等」とは、公職の候補者及び公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)をいいます。

寄附をしてはならない者	禁止期間	禁止の内容
国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者(公選法第 199 条)	契約の当事者である間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して
地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者(公選法第 199 条)		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して
国から利子補給金の交付を受け当該融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人(公選法第 199 条)	利子補給金の交付決定の通知を受けた日から、現実には全額の交付のあった日から起算して 1 年を経過した日までの間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して
地方公共団体から利子補給金の交付を受け当該融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人(公選法第 199 条)		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して
公職の候補者等(公選法第 199 条の 2)	時期を問わず	当該選挙区内にある者に対して (例外 2、4、5)
当該公職の候補者等以外の何人も(公選法第 199 条の 2)		公職の候補者等を名義人として当該選挙区内にある者に対して(例外 4、5)
公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体(公選法第 199 条の 3)		当該選挙区内にある者に対して、当該公職の候補者等の氏名を表示し、又は類推されるような方法で(例外 1)
公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体(公選法第 199 条の 4)		当該選挙に関してその選挙区内の者に対して (例外 1、3)
後援団体(政党その他の団体のうち、特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの)(公選法第 199 条の 5)		当該選挙区内にある者に対して (例外 1、3、6)
何人も(公選法第 199 条の 5)	・任期満了の日前 90 日 ・解散の翌日 ・選挙を行うべき事由が生じた旨選管が告示した日の翌日から、その選挙の期日までの間	後援団体の集会(結成のための集会も含む。)や旅行行事等において、当該選挙区内にある者に対して、饗応接待をし、又は金銭、記念品その他の物品を供与すること
公職の候補者等(公選法第 199 条の 5)		自己に係る後援団体(資金管理団体の指定がされているものを除く。)に対して

注 1 の場合、逆に何人も、公職の候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘したり、要求したりすることも禁止されます(例外に係る場合を除く。公選法第 199 条の 2)。

注 2 の場合、逆に何人も、公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘したり、要求したりすることも禁止されます(例外に係る場合を除く。公選法第 199 条の 2)。

例外 1 政治団体に対してする場合

例外 2 政治団体に対してする場合

ただし、政治団体が後援団体(資金管理団体の指定がされているものを除く。)であるときは、 に掲げる期間は例外 2 から除外され禁止される。(公選法第 199 条の 5)

例外 3 当該公職の候補者等に対してする場合

例外 4 当該公職の候補者等の親族に対してする場合

例外 5 当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く。)としてする場合

ただし、次の場合は例外 5 に該当せず禁止される。

- ・参加者に対して饗応接待が行われるような場合
- ・当該講習会等が選挙区外で行われる場合
- ・ に掲げる期間に行われる場合

例外 6 当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする場合(花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附は除く。)

ただし、 に掲げる期間に行われる寄附は例外 6 に該当せず禁止される。

3 政治団体等の諸手続

政治資金規正法は、政治団体や公職の候補者に一定の届出を義務づけています。

また、届出があった政治団体等の名称等は、愛知県公報又は官報に登載して告示されます。

なお、県選挙管理委員会では、届出書類の写しを交付しませんので、写しが必要な団体は、あらかじめ写しを控えるようにしてください。

(1) 政治団体を組織したときは(政治団体設立届)(法第6条)

政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日から7日以内に文書で届出をしなければなりません(郵便等により届け出ることとはできません。)

政治団体は、この設立届がされた後でなければ、政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることはできません(法第8条)。

なお、政治団体は、既存の政党及び政治資金団体の名称と同一の名称若しくはこれらに類似した名称によって届け出ることができません(法第6条)。

届出の際の提出文書

届出の際の提出文書は、設立された政治団体が「政党の支部」か「その他の政治団体」かによって異なりますから、ご注意ください。

ア 政党の支部

(ア) 政治団体設立届

(イ) 綱領・党則・規約その他これらに相当するもの

(ウ) 政党の状況等に関する届

(エ) 支部証明書(政党の本部が発行したもの)

イ その他の政治団体(後援団体、主義・主張団体等)

(ア) 政治団体設立届

(イ) 綱領・党則・規約その他これらに相当するもの

(ウ) 被推薦書又は国会議員関係政治団体に該当する旨の通知(該当する政治団体のみ)

被推薦書とは、県議会議員、県知事、名古屋市議会議員、名古屋市長の職にある者(当該公職の候補者又は候補者となろうとする者を含む。)の推薦・支持を本来の目的とする政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合において、当該公職の候補者等が推薦・支持されることを承諾する旨を記載し、かつ、記名・押印した書面をいいます。(課税上の優遇措置の適用については34ページ参照)

国会議員関係政治団体のうち、2号団体(2号団体については、2ページ参照)にあっては、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を提出する必要があります。

届出先

主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先
愛知県内	愛知県内	愛知県選挙管理委員会
	愛知県の区域外又は2以上の都道府県の区域にわたるもの	愛知県選挙管理委員会を経由して総務大臣

届出に際しての注意事項

届出の際は、万一書類に不備がある場合にその場で補正等に応じていただけるよう、念のため代表者の印（私印）を持参してください。

(2) 届出事項に異動があったときは(届出事項の異動届)(法第7条)

設立の際に届け出た事項に異動があった場合には、異動の日から7日以内に異動に係る事項を届け出なければなりません（郵便等により届け出ることとはできません。）。

なお、政治団体は、既存の政党及び政治資金団体の名称と同一の名称若しくはこれらに類似した名称によって届け出ることができません（法第7条）。

綱領・規約等添付文書の内容に異動があったときは、の例により、異動前及び異動後の当該書類を異動届に添付してください（団体の名称や主たる事務所の所在地に異動などにより、綱領・規約等の内容に異動が生じる場合も提出が必要となりますので、ご注意ください。）。

政党の支部の場合で、異動事項が主たる事務所の所在地、政党の支部の名称又は主たる活動区域であるときは、支部証明書((1)ア参照)を異動届に添付してください。

異動のあった政治団体が資金管理団体(後記(4)参照)であり、かつ、異動事項が資金管理団体の届出事項に係るもの(名称、主たる事務所の所在地等)であるときは、併せて資金管理団体届出事項の異動届及び宣誓書の提出が必要です。

異動届の届出先及び届出に際しての注意事項については、(1)を参照してください。

(3) 政治団体を解散したときは(政治団体解散届)(法第17条)

政治団体が解散し又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、その代表者及び会計責任者は、その日から30日以内に、政治団体解散届とともに、解散の日現在で収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した収支報告書(26ページ参照)を提出しなければなりません。

なお、解散に伴う収支報告書の宣誓書には、代表者及び会計責任者の記名押印又は署名が必要です。

解散する政治団体が資金管理団体(後記(4)参照)であるときは、併せて資金管理団体指定取消届及び宣誓書の提出が必要です。

解散届の届出先及び届出に際しての注意事項については、(1)を参照してください。

政治団体の自然解散・自然消滅等は制度上ありませんので、たとえ法第17条第2項適用団体(26ページ参照)となっても、必ず政治団体解散届及び解散に伴う収

支報告書を提出しなければなりません。

政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者に代わって解散届の提出をすることができます（法第 18 条）。

この場合においては、当該政治団体の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者に対し、解散の届出をした旨を通知しなければなりません。

また、政治団体の本部が解散の届出をした場合であっても、当該政治団体の支部の代表者及び会計責任者は、解散に伴う収支報告書を、解散の日から 30 日以内に提出しなければなりません。

(4) 資金管理団体を指定したときは(資金管理団体指定届)(法第 19 条)

資金管理団体制度

公職の候補者は、その公職の候補者のために、政治資金の拠出を受け、公職の候補者の政治資金を取り扱う政治団体として、自らがその代表者である政治団体のうちから 1 団体に限り「資金管理団体」を指定することができます(法第 19 条)。

公職の候補者が資金管理団体を指定する「メリット」として、次のことが挙げられます。

ア 特定寄附については、寄附の量的制限(個別制限・総額制限)がありません(法第 19 条の 3、第 19 条の 4、第 21 条の 3、第 22 条)。

イ 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限に関する規定の適用はないものとされ、個人の寄附の総額制限(B 枠：1,000 万円)の範囲内において寄附することができます(法第 21 条の 3)。

ウ 公職の候補者は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附はすることができます(公選法第 199 条の 5)。

「特定寄附」とは、「公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等により自らの資金管理団体に対してする寄附」をいいます。

資金管理団体の指定の届出(法第 19 条)

公職の候補者が資金管理団体の指定をしたときは、その指定をした日から 7 日以内に、資金管理団体指定届に宣誓書を添付して届け出なければなりません。

なお、この際の提出書類は、その指定をした政治団体の届出の状況に応じて次のとおりとなります。

ア 既に県選管又は総務大臣に届出がされている政治団体を指定する場合

(ア) 届け出ている政治団体の代表者が公職の候補者本人でない場合

【必要書類】

- a 届出事項(代表者)の異動届
- b 資金管理団体指定届
- c 宣誓書

(イ) 届け出ている政治団体の代表者が公職の候補者本人の場合

【必要書類】

- a 資金管理団体指定届
- b 宣誓書

イ 新しく政治団体を設立し、その団体を資金管理団体として指定する場合

【必要書類】

- a 政治団体設立届
- b 綱領・規約その他これらに相当するもの
- c 被推薦書又は国会議員関係政治団体に該当する旨の通知(課税上の優遇措置の提供を受けられる場合のみ)
- d 資金管理団体指定届
- e 宣誓書

資金管理団体指定届の届出先及び届出に際しての注意事項については、(1)を参照してください。

資金管理団体に対する寄附についての通知(法第 19 条の 3)

資金管理団体の指定の届出をした公職の候補者が、特定寄附するときは、その旨を文書で資金管理団体の会計責任者に通知しなければなりません。

この通知に基づき、資金管理団体の会計責任者は、会計帳簿の記載を行うこととなります(法第 19 条の 4、13 ページ参照)。

(5) 資金管理団体の届出事項に異動があったときは(資金管理団体の届出事項の異動届)

資金管理団体の指定の届出をした公職の候補者は、届け出た事項に異動があったときには、その異動の日から 7 日以内に、資金管理団体届出事項の異動届に宣誓書を添付して届け出なければなりません。

なお、異動事項が政治団体の届出事項に係るもの(名称、主たる事務所の所在地等)であるときは、併せて届出事項の異動届(9 ページ参照)の提出が必要です。

資金管理団体届出事項の異動届の届出先及び届出に際しての注意事項については、(1) を参照してください。

(6) 資金管理団体の指定を取り消したときは(資金管理団体指定取消届)

資金管理団体の指定の届出をした公職の候補者は、その指定を取り消したときは、取り消した日から 7 日以内に資金管理団体指定取消届に宣誓書を添付して届け出なければなりません。

資金管理団体の指定の届出をした公職の候補者が公職の候補者でなくなったり、指定された政治団体の代表者でなくなったり、あるいは指定された政治団体が解散したとき等は、それらの事実が生じた日から 7 日以内に の届出をしなければなりません。

資金管理団体指定取消届の届出先及び届出に際しての注意事項については、(1) を参照してください。

(7) 資金管理団体の届出をした者が死亡したときは(資金管理団体に関する届)

資金管理団体の届出をした者が死亡したときは、死亡した日から 7 日以内に、資金管理団体に関する届を当該政治団体の新たな代表者が届け出なければなりません。

資金管理団体に関する届の提出の際は、併せて届出事項の異動届(代表者の異動)を提出してください。

資金管理団体に関する届の届出先及び届出に際しての注意事項については、(1) を参照してください。

4 会計帳簿の備付けと収支報告

政治資金規正法の目的は、政治資金の収支を国民の前に ” ガラス張り ” の状態にし、政治資金の面を通して政治活動が国民の不断の監視と批判のもとに行われるようにすることにあります。このため、会計経理が正確に行われる必要がありますし、これに基づいた「収支報告書」の提出が義務づけられています。

(1) 会計経理

会計帳簿の備付け及び記載(法第9条)

政治団体の会計責任者は、経理について全面的な責任と権限をもっており、政治団体の収支を常に明確にしておくため、会計帳簿を備え、これにすべての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)を記載しなければなりません。

また、資金管理団体制度に関して、公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附を資金管理団体に取り扱わせるために寄附(特定寄附(10ページ参照))するときは、その旨を文書で当該資金管理団体の会計責任者に通知し、会計責任者は、会計帳簿に記載するときに、公職の候補者から通知された事項を併せて記載しなければなりません(法第19条の3、第19条の4)。

この会計帳簿は、「収入簿」、「支出簿」及び「運用簿」に分け、次の各項目ごとに記載しなければなりません。なお、様式は、20ページ以下を参照してください。

ア 収入簿

(ア) 収入簿には、すべての収入を記載しなければなりません。

なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿や日計表の類を使用しても差し支えありません。

(イ) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受をいいます。

ただし、運用するために供与又は交付した金銭等のうち元本に相当するものの収受は含みません。なお、金銭以外の財産上の利益(例えば事務所を無料で借用している場合)にあつては、これを時価に見積もった金額を記載した上で、その根拠を「備考」欄に記載してください。

(ウ) すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附(政党匿名寄附を除く。)、政党匿名寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載してください。

なお、寄附(政党匿名寄附を除く。)には、法人その他の団体が負担する党費又は会費が含まれますので、注意してください。

政党匿名寄附とは、政党又は政治資金団体が街頭や一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で、1件当たりの金額が1,000円以下のものをいいます。

なお、政党又は政治資金団体は上記以外の方法で、その他の政治団体はいかなる方法であっても、政治活動に関して匿名による寄附を受けることはできません。

項 目	記 載 事 項 等
1 個人の負担する党費又は会費	<ul style="list-style-type: none"> ・件数(人数)、金額、納入年月日を記載してください。 ・件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載してください。 ・法人その他の団体の負担する党費又は会費は、寄附とみなされますので「2 の 1 寄附(政党匿名寄附を除く。)」の項目に記載してください。
2 の 1 寄附(政党匿名寄附を除く。) (1) 個人からの寄附 (2) 法人その他の団体からの寄附 (3) 政治団体からの寄附 (寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (1) 個人によるもの (2) 法人その他の団体によるもの (3) 政治団体によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者の氏名、住所、職業(寄附者が団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、金額、年月日を記載してください。 ・寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「市 町 1 丁目 1 番地(甲株式会社社長)」というように記載してください。 ・特定寄附については、この「個人からの寄附」の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「特甲野太郎」というように記載してください。 ・寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社(乙支店)」、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「市 町 1 丁目 1 番地(甲野太郎)」というように記載してください。 ・また、当該法人が外資 50%超の日本法人で、発行する株式が証券取引所において 5 年以上継続して上場しているものについては、備考欄に「上場・外資 50%超」と記載してください。 法人その他の団体から政治活動に関する寄附を受けることは、政党・政治資金団体を除き禁止されています。 ・寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「市 町 1 丁目 1 番地(甲野太郎)」というように記載してください。 ・寄附のあっせんをした者の氏名(団体にあつては、その名称)を「摘要」欄に記載し、住所及び職業(団体にあつては、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載してください。 ・当該寄附のあっせんに係る寄附の金額及びこれが当該政治団体に提供された年月日を該当欄に記載してください。
2 の 2 政党匿名寄附	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに記載してください。 ・寄附を受けた場所を「備考」欄に「市 町 1 丁目 駅街頭」というように記載し、寄附の金額の合計額及び年月日を該当欄に記載してください。
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳) (1) 個人からの対価の支払 (2) 法人その他の団体からの対価の支払 (3) 政治団体からの対価の支払 (政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるもの) (1) 個人によるもの (2) 法人その他の団体によるもの (3) 政治団体によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の種類、金額、収入年月日を記載してください。 ・機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分して記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載してください。 ・政治資金パーティー開催事業に係る収入は、純益ではなく、パーティー券の売上その他総収入を記載し、それに要した経費は政治資金パーティー開催事業費として支出に計上してください。 ・政治資金パーティーごとに、政治資金パーティーの名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額を記載してください。 ・対価の支払をした者の氏名(団体にあつては名称)を「摘要」欄に、住所及び職業(団体にあつては主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を「備考」欄に記載してください。 ・政治資金パーティーごとに記載してください。 ・あっせん者の氏名(団体にあつては名称)を「摘要」欄に、住所及び職業(団体にあつては主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに集めた期間を「備考」欄に、当該あっせんに係る収入の金額、当該政治団体に提供された年月日を該当欄に記載してください。

4 借入金	<ul style="list-style-type: none"> ・借入先、当該借入先ごとの金額、借入年月日を記載してください。 ・借入先を「摘要」欄に「甲銀行(乙支店)」というように記載してください。
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	<ul style="list-style-type: none"> ・供与を受けた本部又は支部の名称、金額、年月日を記載してください。 ・供与を受けた本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「市 町1丁目1番地(甲野太郎)」というように記載してください。
6 その他の収入	<ul style="list-style-type: none"> ・基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載してください(収支報告書の記載と異なり、1件10万円以上のみでなく、それ未満の収入についてもすべて記載してください。) ・預金利子である場合には、「摘要」欄に「甲銀行預金利子」というように記載してください。

収入簿は、毎年12月31日(政治団体が解散等した場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。

なお、上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜記載しても差し支えありません。

イ 支出簿

(ア) 支出簿には、すべての支出を記載しなければなりません。この中には、当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含みます。

なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿や日計表の類を使用しても差し支えありません。

(イ) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。ただし、運用するために供与又は交付した金銭等は含みません。

なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載してください。

(ウ) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費は人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費は組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載してください。

(エ) すべての支出について、支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)を「支出を受けた者の氏名」欄に記載し、支出を受けた者の住所(団体にあつては、その主たる事務所の所在地)を「備考」欄に記載してください。

なお、当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合は「支出を受けた者の氏名」欄に「交 甲党乙支部」というように記載してください。

(オ) 経常経費及び政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載してください。

なお、「経常経費」とは、「政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費」をいい、「政治活動費」とは、「政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は特定の公職の候補者の推薦、支持、反対等のための直接的な活動に要する経費」をいいます。

項 目	分 類 基 準	
経常経費	(1) 人件費	・政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他各種保険料の類をいいます。
	(2) 光熱水費	・電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいいます。
	(3) 備品・消耗品費	・机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいいます。
	(4) 事務所費	・事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいいます。 ・政治団体の事務所を無料で借りて使用した場合等には、その使用料を時価に見積もった金額を寄附として収入に計上すると同時に、支出にも計上してください。
政治活動費	(1) 組織活動費	・当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいいます。
	(2) 選挙関係費	・選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいいます。
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費	・機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいいます。
	イ 宣伝事業費	・機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいいます。
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	・政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいいます。
	エ その他の事業費	・上記のアからウまで以外の諸事業に要する経費をいいます。
	(4) 調査研究費	・政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいいます。
	(5) 寄附・交付金	・政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいいます。
(6) その他の経費	・その他上記以外の政治活動に要する経費をいいます。	

支出簿は、毎年 12 月 31 日(政治団体が解散等した場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。

なお、上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜記載しても差し支えありません。

ウ 運用簿

(ア) 運用簿には、預金又は貯金、国債証券等及び金銭信託に分類して、金銭等の運用に関する事項を記載してください。

(イ) 運用とは、銀行その他の金融機関への預金又は貯金、国債証券等(国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券)又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいいます。以下同じ。)の取得又は金銭信託(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 18 年法律第 43 号)第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものに限ります。以下同じ。)により、金銭等を他の財産の形態に変えるこ

とをいいます。

(ウ) 預入れ等に係る事項とは、預金(普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。)又は貯金(普通貯金を除く。以下同じ。)の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等の取得に係る事項及び金銭信託に係る事項をいいます。

(エ) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいいます。

(オ) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいいます。

項 目	記 載 事 項 等
預金又は貯金	<p>【預け入れたとき】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に記載してください。また、「預入れ等に係る事項」欄に預入れの金額、年月日を記載してください。 <p>【払戻しを受けたとき】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に記載してください。また、「払戻し等に係る事項」欄に払戻しの金額、預入れの金額、収入金額、年月日を記載してください。
国債証券等	<p>【取得したとき】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に記載してください。また、「預入れ等に係る事項」欄に取得の価額、年月日を記載してください。 <p>【譲渡又は償還を受けたとき】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に記載してください。また、「払戻し等に係る事項」欄に譲渡の価額又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額、年月日を記載してください。
金銭信託	<p>【信託したとき】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に記載してください。また、「預入れ等に係る事項」欄に信託した金銭の額、信託の設定年月日を記載してください。 <p>【信託が終了したとき】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に記載してください。また、「払戻し等に係る事項」欄に委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額、収入金額、信託の終了年月日を記載してください。

運用簿は、毎年12月31日(政治団体が解散等した場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。

なお、上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜記載しても差し支えありません。

会計に関する基本的用語の定義(法第4条)

ア 「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。ただし、運用するために供与又は交付した金銭等のうち元本に相当するものの収受を除きます。

イ 「党費又は会費」とは、いかなる名称をもってするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいいます。

なお、法人その他の団体の負担する党費又は会費は寄附とみなされます(法第5条)。

ウ 「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいいます。

エ 「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者等の政治活動(選挙運動を含む。)に関してされる寄附をいいます。

オ 「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。ただし、法に規定する政治資金の運用のためにする金銭等の供与又は交付を除きます。

会計責任者に対する明細書の提出(法第10条)

ア 政治団体のために寄附を受け又は支出をした場合の明細書

政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、その寄附を受け、又は支出をした日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。ただし、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければなりません。

イ 寄附のあつせんをした場合の明細書

政治団体のために寄附のあつせんをした者は、その寄附のあつせんを終えた日から7日以内に、当該寄附をした者及び当該寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

ウ 政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした場合の明細書

政治団体のために政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした者は、その対価の支払のあつせんを終えた日から7日以内に、当該対価の支払をした者及び当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

領収書等の徴収(法第11条、第19条の9、第19条の11)

国会議員関係政治団体と、それ以外の政治団体では、取り扱いが異なります。

〔国会議員関係政治団体〕(2ページ参照)

ア 会計責任者は、金額にかかわらずすべての支出(経常経費を含む。)について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面(以下「領収書等」という。)を徴さなければなりません。

イ なお、これを徴し難かった事情があるとき(銀行振込の場合等)は、領収書等を徴し難かった支出の明細書等(いわゆる徴難明細書等)を作成しなければなりません。

ウ またこれらの書類は、県選管(又は総務大臣)において収支報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。

エ 代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、領収書等を徴し、かつ、直ちに会計責任者に送付しなければなりません。

〔国会議員関係政治団体以外の政治団体〕

ア 会計責任者は1件5万円以上のすべての支出(経常経費を含む。)について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面(以下「領収書等」という。)を徴さなければなりません。

イ ただし、これを徴し難かった事情があるとき(銀行振込の場合等)は、この限りではありません。

ウ 代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために1件5万円以上の支出をした者は、領収書等を徴し、かつ、直ちに会計責任者に送付しなければなりません。

ただし、これを徴し難かった事情があるときは、この限りではありません。

会計責任者の事務の引継ぎ(法第15条)

ア 会計責任者の更迭があったときは、前任者は退職の日から15日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければなりません。会計責任者が引継ぎをすることができないときは、その職務代行者において行わなければなりません。

イ 引継ぎをする場合は、引継ぎをする者において引継書を作成し、引継ぎの旨及びその年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者において共に署名捺印し、現金及び帳簿、の明細書、の領収書等をその他の書類とともに引き継がなければなりません。

これは、会計責任者の責務の重要性にかんがみ、前任の会計責任者に引継ぎ義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性を保持しようとするものです。

会計帳簿等の保存(法第16条)

会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等を県選管(又は総務大臣)において収支報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。

《参考》会計帳簿の様式(第6号様式)

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何 々 2 何 々 ・ ・ 合 計			
2の1 寄附(政党匿名寄附を除く。)				
(1) 個人からの寄付	1 何 々 2 何 々 ・ 小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 ・ 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 ・ 小 計 合 計			
《寄附のうち寄附のあっせんによるもの》				
(1) 個人によるもの	1 何 々 2 何 々 ・ 小 計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何 々 2 何 々 ・ 小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何 々 2 何 々 ・ 小 計 (合 計)			

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
2の2 政党匿名寄附	1 何 々 2 何 々 ・ 合 計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何 々 2 何 々 ・ 小 計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何 々 2 何 々 ・ 小 計			
《政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳》	(1) 何 々			
ア 個人からの対価の支払	何 々 何 々 ・ ・			
イ 法人その他の団体からの対価の支払	何 々 何 々 ・ ・			
ウ 政治団体からの対価の支払	何 々 何 々 ・ ・ 計			
《政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるものの内訳》				
ア 個人によるもの	何 々 何 々 ・ ・			
イ 法人その他の団体によるもの	何 々 何 々 ・ ・			

2 支出簿

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名	備 考
項 目	摘 要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何 々 2 何 々 ・ ・ 合 計				
(2) 光熱水費	1 何 々 2 何 々 ・ ・ 合 計				
(3) 備品・消耗品費	1 何 々 2 何 々 ・ ・ 合 計				
(4) 事務所費	1 何 々 2 何 々 ・ ・ 合 計				
	総 計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何 々 2 何 々 ・ ・ 合 計				
(2) 選挙関係費	1 何 々 2 何 々 ・ ・ 合 計				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費	1 何 々 2 何 々 ・ ・ 小 計				

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名	備 考
項 目	摘 要				
イ 宣伝事業費	1 何 々 々				
	2 何 々 々				
	・				
	小 計				
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1 何 々 々				
	2 何 々 々				
	・				
	小 計				
エ その他の事業費	1 何 々 々				
	2 何 々 々				
	・				
	小 計				
合 計					
(4) 調査研究費	1 何 々 々				
	2 何 々 々				
	・				
	合 計				
(5) 寄附・交付金	1 何 々 々				
	2 何 々 々				
	・				
	合 計				
(6) その他の経費	1 何 々 々				
	2 何 々 々				
	・				
	合 計				
総 計					
支 出 の 総 額					

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等に係る金銭等の金額(b)	収入金額 (a) - (b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々 2 何々 ・ ・							
2 国債証券等	1 何々 2 何々 ・ ・							
3 金銭信託	1 何々 2 何々 ・ ・							

(2) 収支報告書の提出

収支報告書の提出(法第 12 条)

ア 政治団体の会計責任者は、毎年 12 月 31 日現在で、その年の収支報告書を作成し、以下の区分により、県選管又は県選管を通じて総務大臣に提出しなければなりません。

国会議員関係政治団体	左記以外の政治団体
翌年 1 月 1 日から 5 月 31 日まで	翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

1 提出期日の最終日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日が提出期限となります。

2 その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には 1 ヶ月延長されます。

また、提出の際は、万一書類に不備がある場合にその場で補正等に応じていただけるよう、念のため会計責任者の印(私印)を持参してください。

イ 仮に、2 年間連続して収支報告書を提出しなかった場合には、当該政治団体は、2 年目の収支報告書の提出期限を経過した日以後政治団体設立届を届け出していない団体(法第 17 条第 2 項適用団体)とみなされ、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなるので、事実上政治活動を行うことができない団体となります(法第 17 条、第 6 条、第 8 条)。

例 平成 20 年 2 月 20 日に政治団体設立(国会議員関係政治団体以外の政治団体の場合)

平成 21 年 3 月 31 日・・・平成 22 年分収支報告書未提出

平成 22 年 3 月 31 日・・・平成 22 年分、平成 23 年分収支報告書未提出

平成 22 年 4 月 1 日・・・法第 17 条第 2 項適用団体

政治団体の解散に係る収支報告

政治団体は、政治資金規正法上、自然解散・自然消滅をすることはありませんので、政治活動を行わない場合又は法第 17 条第 2 項適用団体となった場合には、県選管又は県選管を通じて総務大臣に解散した年の分までの収支報告書と政治団体解散届を提出することになります。

ア 通常の解散の場合

政治団体が解散をしたときは、政治団体解散届とともに、解散の日現在で収支報告書を作成し、解散の日から 30 日以内に提出しなければなりません(法第 17 条)。

イ 法第 17 条第 2 項適用団体の解散の場合

法第 17 条第 2 項適用団体が解散の手続きをするときは、政治団体解散届とともに、収支報告書未提出年分から解散した年までの収支報告書を併せて提出することになります。なお、引き続き政治活動を行う場合には、解散の手続きをした上で、新たに政治団体の設立の手続きをしてください。

例 イの例で、平成 22 年 3 月 10 日に解散した場合の必要書類

a 政治団体解散届

b 平成 20 年分から平成 22 年分までの 3 か年分の収支報告書

(平成 22 年分は 1 月 1 日から解散の日までの分)

このように提出することになります。この場合、平成 24 年 4 月 3 日以降は法第 17 条第 2 項適用団体ですので、この日以降に寄附による収入と支出に数値が計上されている場合、法第 6 条、第 8 条違反となります。

なお、政治団体の本部が当該政治団体の支部に代わって解散の届出をした場合であっても、当該支部は、解散の収支報告書を、解散の日から 30 日以内に提出しなければなりません(法第 17 条、第 18 条)。

登録政治資金監査人による政治資金監査(国会議員関係政治団体のみ)

ア 収支報告書を提出する前に、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人(政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士又は税理士)による政治資金監査を受けなければなりません。

イ また収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。

収支報告書の様式及び記載事項

収支報告書は、第 7 号様式(その 1)から(その 19)までに必要事項を記入してください。

なお、同様式のうち、様式(その 7)及び(その 8)については、年間 5 万円以下の同一の者からの寄附は、その内訳を記載する義務はなく、その合計額を一括して「その他の寄附」欄に記入すればよいこととされています(法第 12 条)。

ただし、課税上の優遇措置を受けるためには、それらの寄附についても内訳を記載することが要件となっているため、内訳を記載すべき義務のない寄附であっても内訳を記載することを妨げないこととなっています(法第 13 条)。

また、様式(その 20)の宣誓書については、必ず記名押印又は署名の上で提出してください。

添付書類

収支報告書には、次の書類を添付しなければなりません。

ア 領収書等の写し

(ア) 領収書等の写しについては、政治団体の区分により、以下のとおり提出してください。

国会議員関係政治団体	資金管理団体 (国会議員関係政治団体を除く)	左記以外の政治団体
1 件 1 万円超の支出 (経常経費のうち人件費を除く)	1 件 5 万円以上の支出 (経常経費のうち人件費を除く)	1 件 5 万円以上の支出 (経常経費を除く)

提出にあたっては、支出の項目別に分類して提出してください。領収書等を徴し難かった支出についてはその明細書(第 8 号様式)を提出してください。

なお、銀行が発行する振込金受取書等の写しは、ここでいう領収書等の写しと認められておりませんので、相手方から直接領収書等を徴していない場合には、相手方に請求していただくこととなります。なお、徴し難かった場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書に「銀行振込のため」と記載

し、かつ、銀行の振込金受取書等の写しを添付してください。ただし、平成 24 年分収支報告書（平成 24 年 4 月 29 日前の解散分を除く）から振込明細書に支出の目的、金額及び年月日が記載されている場合には、当該振込明細書は政治資金規正法上の領収書等として提出できます。

(イ) 領収書等には支出の目的、金額及び年月日が記載されていなければなりません。

(ウ) 領収書等のあて名は、「 後援会」のように正式な政治団体名で徴するようにしてください。

(エ) 領収書等の写しは、コピー（複写機による複写）に限られます。書き写すことで領収書等の写しとすることはできません。

イ 監査意見書

監査意見書については、政党の本部及び政治資金団体のみ添付する必要があります。

ウ 政治資金監査報告書

政治資金監査報告書については、国会議員関係政治団体のみ添付する必要があります。

提出に際しての注意事項

収支報告書の提出先は、政治団体設立届等の提出先と同じ（9 ページ(1) 参照）です。

なお、県選挙管理委員会では、提出時に届出書類の写しを交付しませんので、写しが必要な団体は、あらかじめ写しを控えるようにしてください。

収支報告書の公表等(法第 20 条、第 20 条の 2)

提出された収支報告書は、その要旨が都道府県の公報又は官報により公表されます。また、インターネットの利用その他適切な方法により収支報告書を公表するときはその要旨の公表を要しないとされています。

愛知県では、平成 24 年 9 月 24 日公表から、県公報への要旨の掲載に代えて、収支報告書の原本の写し（PDF）をインターネットの利用により公表しています。

また、公表された日から 3 年間は、収支報告書を閲覧及び写しの交付請求をすることができます。（ただし、写しの交付にあたっては、別途数量に応じた費用の納付が必要です。）。

なお、期日までに提出された収支報告書の公表は、遅くとも毎年 11 月 30 日までに行われます。

国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示(法第 19 条の 16)

...平成 21 年分の収支報告書から適用

ア 収支報告書の要旨公表日から 3 年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、国会議員関係政治団体の収支報告書に係る支出（人件費を除く。）のうち、1 件 1 万円以下の支出に係る領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができます。

- イ 開示請求は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、経費の項目ごとに区分してしなければなりません。
- ウ 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から 10 日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じます。
- エ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、ウの命令を受けたときは、命令があった日から 20 日以内に、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければなりません。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すればよいこととされています。
- オ ウの命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、エの期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう、延長を求める期間、その理由等を記載した書面で求めることができます。
- カ 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、オの求めがあったときは、エの期間を相当の期間延長します。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知します。
- キ 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、エにより提出された少額領収書等の写し（当該少額領収書等の写しに情報公開法に規定する不開示情報が記録されている場合にあっては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を、当該少額領収書等の写しの提出があった日から 30 日以内に開示します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、一定の期間延長することがあります。
- ク なお、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、エの命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を公表します。
- ケ 開示請求をする者又は開示を受ける者は、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求に係るものについては所定の費用を納めなければなりません。

5 政治資金パーティーに関する規制

(1) 政治資金パーティーとは

政治資金パーティーの定義(法第8条の2)

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動(選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動)に関し支出することとされているものをいいます。

したがって、その催物が「パーティー」という名称であるか否かを問いません。

特定パーティーの定義

特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入(収益ではなく、例えばパーティー券の売上総額)が1,000万円以上であるものをいいます。

(2) 政治資金パーティーの開催

政治資金パーティーの開催は、原則として政治団体によるべきものとされています(法第8条の2)。

また、政治団体が政治資金パーティーを開催する場合は、会計帳簿に政治資金パーティーの名称等所定の事項を記載するとともに、収支報告書に収入及び支出の状況を記載しなければなりません(政治団体の会計帳簿及び収支報告書の記載要領参照)。

なお、政治団体以外の者であっても政治資金パーティーを開催することは可能ですが、その者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになると見込まれる場合には、当該政治資金パーティーについては、その者が当該政治資金パーティーを開催しようとする時から手続等の点で政治団体(「特定パーティー開催団体」という。以下同じ。)とみなされることとなり、政治団体としての届出、会計帳簿の備付け及び記載、報告書の提出等を行わなければなりません(法第18条の2)。

具体的な手続については、後記(4)を参照してください。

(3) 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限等(法第22条の8)

何人も、一の政治資金パーティーにつき、150万円を超えて当該政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。

また、政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から150万円を超えて当該政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません。

さらに、何人も、本人以外の名義又は匿名による政治資金パーティーの対価の支払をすることはできませんし、それらの支払を受けることも同様に禁止されています。

政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければなりません。

なお、この書面に記載すべき告知のための文言は「この催物は、政治資金規正法第 8 条の 2 に規定する政治資金パーティーです。」と定められています。

(4) 政治団体以外の者による特定パーティーの開催(法第 18 条の 2)

政治団体以外の者が特定パーティーとなると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から届出や収支報告書の提出等について政治団体とみなされますので、政治資金規正法の規定による政治団体の届出が必要となります。

なお、政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーとなったときも同様です。

特定パーティー開催団体の届出

ア 届出事項

当該政治団体が法第 18 条の 2 第 1 項の規定により政治団体とみなされることとなった政治団体以外の者である旨、当該特定パーティー開催団体の目的、名称、主たる事務所の所在地並びに開催する特定パーティーの開催場所並びに当該団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故がある場合又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ 1 名の氏名、住所、生年月日及び選任年月日です。

イ 届出期限

特定パーティー開催団体が法第 18 条の 2 第 1 項の規定により政治団体とみなされることとなった日から 7 日以内です。

ウ 届出の方法

郵便によることなく文書で行ってください。届出の様式は第 1 号様式です。

届出書には、特定パーティー開催計画書(第 1 号様式の 2)及び当該特定パーティー開催団体が当該特定パーティーの対価の支払をする者に対し当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨をあらかじめ告知した書面(告知文書)を添付しなければなりません。

エ 届出先

(ア) 特定パーティー開催団体が、主たる事務所の所在地の都道府県の区域内において特定パーティーを開催する場合には、当該都道府県の選挙管理委員会

(イ) 特定パーティー開催団体が、2 以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において特定パーティーを開催する場合には、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

届出前の特定パーティーに係る対価の支払の収受又は支出の禁止

特定パーティー開催団体は、の届出がされた後でなければ、特定パーティーの開催のために、いかなる名義をもってするを問わず、当該特定パーティーに係る対価の支払を受け、又は支出することができません。

特定パーティー開催団体の会計帳簿の備付け及び記載

特定パーティー開催団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに開催する特定パーティーに係る所定の事項を記載しなければなりません(政治団体の会計帳簿の記載要領参照)。

特定パーティー開催団体の報告書の提出

特定パーティー開催団体の代表者及び会計責任者は、開催した特定パーティーについての収支報告書を当該特定パーティーの終了した日から 3 か月以内にエの区分に応じ都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければなりません(政治団体の収支報告書の記載要領参照)。

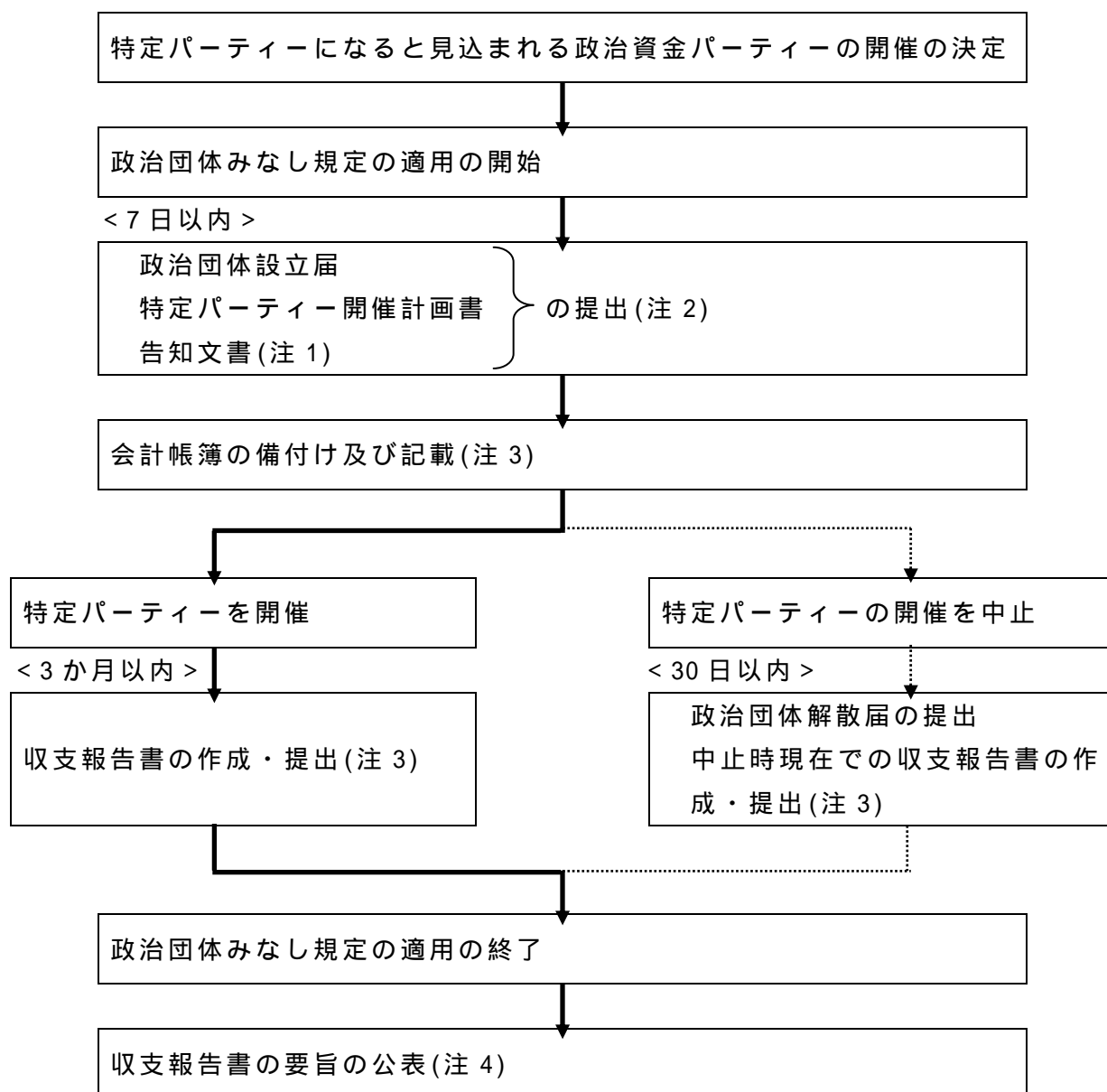
特定パーティー開催団体の解散の届出等

ア 特定パーティー開催団体がにより届け出た特定パーティーの開催を中止したときは、当該特定パーティー開催団体の代表者及び会計責任者は、その日から 30 日以内に、その旨及び年月日とともに、の例により、中止の日現在での収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出しなければなりません。

イ 特定パーティー開催団体が又はアで提出すべきものとされた報告書をその提出期限までに提出しないときは、当該提出期限を経過した日以後は、当該特定パーティーに係る対価の支払を受け、又は支出をすることができない団体となります。

ウ 特定パーティー開催団体が又はアで提出すべきものとされた報告書を提出したときは、当該特定パーティー開催団体は政治団体でなくなったものとみなされます。

《参考》政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の流れ



注 1 特定パーティー開催団体が、対価の支払者に対して当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を告知する文書です。なお、告知のための文言は、「この催物は、政治資金規正法第 8 条の 2 に規定する政治資金パーティーです。」と定められています。

注 2 これらの文書を提出しないときは、政治資金パーティーの対価の支払を受け、又は支出をすることができません。

注 3 会計帳簿及び収支報告書の記載の要領は、一般の政治団体と同様です。

注 4 特定パーティー開催団体の会計責任者には、収支報告書の要旨が公表されてから 3 年間会計帳簿等を保存することが義務づけられています。

6 政治資金の運用の規制

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはなりません(法第8条の3)。

銀行その他の金融機関への預金又は貯金

国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券)又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

6 資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することができません(法第19条の2の2)。

なお、改正前から所有している不動産(これと密接に関連する不動産を含む。)については、用途その他個々の利用の現況を記載しなければなりません。

7 課税上の優遇措置(法第32条の4、租税特別措置法第41条の18)

政治資金は、個人献金と党費によりまかなわれることが本来の姿であり、その実現に向けて、個人献金を奨励するため、個人献金のうち一定の要件に該当するものについて、所得税の課税上一定の優遇措置(寄附金控除・政党等寄附金特別控除)が設けられています。

(1) 要件

課税上の優遇措置は、平成7年1月1日から平成26年12月31日までにされた個人の政治活動に関する寄附について適用されます。

個人が次に掲げる者に対してする寄附が対象となります。

ア 政党、政治資金団体

イ 政治上の主義若しくは施策の推進・支持・反対を本来の目的とする政治団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの

なお、政治団体設立届の提出時に当該国会議員の氏名を記載した書面を提出しておくことが必要です。

ウ 国会議員、県議会議員、県知事、名古屋市議会議員又は名古屋市長の職にある者又はその候補者若しくは候補者になろうとする者の推薦・支持を本来の目的とする政治団体

なお、現職でない者に係る後援団体にあつては、立候補した年とその前年中にされた寄附に限られ、候補者となろうとする者が何らかの事情で立候補しなかった場合には対象となりません。

また、政治団体設立届の提出時に被推薦書(国会議員関係政治団体のうち

2号団体(2ページ参照)にあつては、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知)を提出しておく必要があります。

工 国会議員、県議会議員、県知事、名古屋市議会議員又は名古屋市長の選挙における公職の候補者に対してする選挙運動に関する寄附

個人から公職の候補者等又は政治団体に対する寄附の明細について、公職選挙法第189条の規定に基づく選挙運動費用収支報告書又は政治資金規正法第12条若しくは第17条の規定に基づく収支報告書により報告されていなければなりません。

上記の要件に該当するものであつても、政治資金規正法の規定に違反するもの及び寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは対象となりません。どのようなケースがこれに該当するかは個々具体の事例について税務署が判断することとなりますが、例えば、議員が自己の後援会に寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に寄附をしよう場合などは、課税上の優遇措置の適用はありません。

特定寄附は、の要件に合致せず、特定公職の候補者個人に対するものでありますので、課税上の優遇措置の適用はありません。

(2) 寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の計算

寄附金控除(所得控除)

その年中にした特定寄附金の額の合計額(その人の総所得、退職所得及び山林所得の合計額の40%相当額を限度とする。)から2,000円を控除した額(寄附金控除額)が所得税の計算の際に所得から控除されます。

政党等寄附金特別控除(税額控除)

政党又は政治資金団体に対する個人献金については、控除率30%の税額控除制度が設けられており、の所得控除制度との選択制とされています。

税額控除は、その年中にした政党又は政治資金団体に対する寄附金の額(特定寄附金との合計額が2,000円を超えることを要し、かつ、所得金額の40%相当額を限度とする。)の合計額から2,000円を控除した額の30%に相当する額(所得税額の25%相当額を限度とする。)が所得税額から控除されます。

(3) 寄附金(税額)控除の手続の流れ

《個人》

・政治活動に関する寄附

《政治団体・公職の候補者》

- ・寄附の收受
- ・会計帳簿に記載
- ・収支報告書に寄附の内訳として記載
- ・寄附金(税額)控除のための書類の作成
- ・収支報告書の提出(寄附金(税額)控除のための書類を添付)

《県選管又は総務大臣》

- ・ 受付、審査
- ・ 受理・寄附の確認
- ・ 寄附金(税額)控除のための書類に確認印を押して返還

《政治団体・公職の候補者》

- ・ 寄附金(税額)控除のための書類の受領
- ・ 当該書類を寄附者に交付

《個人》

- ・ 寄附金(税額)控除のための書類の受領
- ・ 確定申告

寄附者が課税上の優遇措置の適用を受けるためには、確定申告をしなければなりません。その際、県選管が確認済みの「寄附金(税額)控除のための書類」を提出する必要があります。

ア 確定申告と同時に当該書類を提出する方法

一般的な方法です。

イ いったん確定申告し、後から当該書類を提出する場合

寄附金(税額)控除を受ける旨の確定申告を行った後、当該書類の交付を受け、速やかに税務署に提出します。

ウ 現職でない者に係る後援団体に対する寄附のうち、立候補の前年分についての特例

a 更正請求による場合

要件を充たした時点で当該書類の交付を受け、これを添えて更正請求を行います。更正請求のできる期間は確定申告の期限から1年間に限られています。

b 期限後の確定申告による場合

aと同様に当該書類の交付を受け、これを添えて確定申告を行います。期間は確定申告の期限から5年間です。

なお、確定申告の期限は、おおよそ3月15日ですので、その期限に間に合うように収支報告書及び寄附金(税額)控除のための書類をなるべく早く県選管へ提出することが望まれます。

第2 政治活動用文書図画の規制

公職の候補者等の政治活動のために使用される文書図画で、当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの、後援団体の政治活動のために使用される文書図画で当該後援団体の名称を表示するものは、原則として禁止され掲示することができません。

ただし、以下に掲げる(1)から(4)までの文書図画については例外として掲示することができます(公選法第143条～)。

(1) 立札及び看板の類で、公職の候補者等又は後援団体の政治活動用事務所に掲示するもの

規格

150cm×40cm以内。ただし、この規格には下の足の部分等も含まれます。

掲示枚数の制限及び証票交付申請の方法

ア 公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係るすべての後援団体を通じて次の表に掲げる枚数を掲示することができます。

また、1事務所当たり2枚まで掲示することができますが、1枚の立札・看板の類の両面を使用したものは2枚と数えます。

イ 立札・看板の類には、当該選挙を管理する選管が交付する証票を貼付して掲示することとなりますので、次の表の区分に応じて当該選管に備え付けてある証票交付申請書により申請してください。

ウ 後援団体が証票を交付申請するときは、当該後援団体に係る公職の候補者等の同意が必要です。この場合、公職の候補者等は当該公職の候補者等に係るすべての後援団体を通じて、次の表の立札・看板の類の制限枚数を超えないよう注意してください。

選挙の種類	証票の枚数		証票交付申請先
	公職の候補者等	後援団体	
衆議院(比例代表選出)議員 (東海選挙区の場合)	42枚 (ただし、1小選挙区 区内には10枚)	63枚 (ただし、1小選挙 区内には15枚)	中央選挙管理会
参議院(比例代表選出)議員	100枚 (ただし、愛知県内 には24枚)	150枚 (ただし、愛知県内 には36枚)	
衆議院(小選挙区選出)議員	10枚	15枚	愛知県選管
参議院(愛知県選出)議員	24枚	36枚	
愛知県知事	24枚	36枚	
愛知県議会議員	6枚	6枚	
名古屋市市長	10枚	10枚	名古屋市選管
名古屋市議会議員	6枚	6枚	
市長・市議会議員 (名古屋市を除く。)	6枚	6枚	当該市選管
町村長・町村議会議員	4枚	4枚	当該町村選管

その他

- ア 政治活動用の事務所ごとにその場所において掲示することのみが認められておりますので、自動車等に取り付けて掲示することはできません。
- イ 中に電灯を入れたあんどん形式のものは、立札・看板の類とは認められません。
- ウ 証票を貼付した立札・看板の類は、選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、選挙運動期間中に移動することはできません。

(2) ポスター

ベニヤ板・プラスチック板等で裏打ちされているものは掲示できません。

当該公職の候補者等に係る各選挙ごとに、次に掲げる一定期間は、当該選挙区内(選挙区がない場合は当該選挙が行われる区域内)に掲示することができません。

また、この一定期間前に掲示されたものであっても、この期間中においては、撤去命令の対象となりますので、あらかじめ撤去しておく必要があります。

ア 衆議院議員総選挙

任期満了の日の6か月前の日又は解散の日の翌日から選挙の期日までの間

イ 参議院議員通常選挙

任期満了の日の6か月前の日から選挙の期日までの間

ウ 地方選挙

任期満了の日の6か月前の日又は選挙事由が生じた旨の告示がされた日の翌日から選挙の期日までの間

エ 各選挙の補欠(再)選挙

選挙事由が生じた旨の告示がされた日の翌日から選挙の期日までの間

表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載することが必要です。

なお、公職の候補者等又は後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するためのポスターは掲示できません。

(3) 政治活動のための演説会等の開催中その会場において使用されるもの

(4) 選挙運動期間中特に掲示を認められたもの(公選法第14章の3関係)

上記の規定に違反する文書図画を掲示した場合には、県選管又は市町村選管は、警察署長に通報の上、撤去命令をすることができます(公選法第147条)